

要介護認定等の方法の見直しに係る 経過措置実施状況を踏まえた意見等

要介護認定の見直しに係る検証・検討会委員

稲城市福祉部長 石田光広

稲城市での経過措置の適用状況

- ・経過措置の適用を希望する者は更新申請200人のうち180人(90.0%)であった。
- ・上記のうち、重度への変更の希望が153人(85.0%)、軽度への変更の希望が1人(0.6%)であった。

【経過措置適用前】※4月の見直しの新方式による認定の結果 (単位: 人)

区分	非該当	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
認定者数	3	45	32	31	24	22	28	15	200
構成比	1.5%	22.5%	16.0%	15.5%	12.0%	11.0%	14.0%	7.5%	100.0%



【経過措置適用後】※上記の者が経過措置を希望して異動した結果 (単位: 人)

区分	非該当	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
認定者数	0	34	36	35	29	23	26	17	200
構成比	0.0%	17.0%	18.0%	17.5%	14.5%	11.5%	13.0%	8.5%	100.0%

経過措置適用前と適用後の要介護者等の人数の増減は、次のとおりであった。

平成21年6月18日までの実績

- ・非該当者3人は、皆減となった。
- ・軽度者(要支援1・2、要介護1)は、3人の減となった(△2.8%)。
- ・中度者(要介護2・3)は、6人の増となった(+13%)。
- ・重度者(要介護4・5)は、変わらなかった。

稲城市での経過措置者（在宅者）の 利用限度額とサービス利用実績等

・更新認定者200人のうち在宅者は158人であったが、この者の平成21年5月利用分のサービス利用実績の利用限度額に対する割合は以下のとおりであった。

区分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
利用限度額	4,970単位	10,400単位	16,580単位	19,480単位	26,750単位	30,600単位	35,830単位
割合	43.8%	40.3%	37.7%	47.5%	40.4%	39.1%	17.9%

・平成21年5月利用分のサービス利用実績の利用限度額に対する割合の人数は以下のとおりであった。

利用割合の区分	0～20%	～40%	～60%	～80%	～100%
人数	46人	28人	46人	18人	20人

・実際に経過措置を適用した者34人のうち、仮に適用しなかった場合にサービスが不足すると試算される例は、軽度者で3人、中度者で1人であった。

事務担当者の意見等

- 1 窓口等で新認定方式や経過措置に関する苦情やトラブルはほとんどない。
- 2 経過措置を受けるための意思確認の際に趣旨等を説明することに苦慮している。申請者(主に家族)に対して、うまく説明ができず、要介護認定制度の信頼性が低いとの印象を与えてしまいかねない不安を持つ。
このため、丁寧な説明に努めているが、時間が余分にかかっている。
- 3 中重度の施設入所者でも、更新認定では重度への変更を希望する例が多くみられるなど、サービス利用の不安解消とはいえない例もある。これは、給付適正化の観点から問題があるのではないか。

これまでの要介護認定等に対する 基本的な考え

- 1 介護保険制度の信頼性を確保する上で、全国で一律の基準に基づき、公平公正に行われる要介護認定は極めて重要と理解している。
- 2 介護保険制度に対する国民の支持は高く、既に、一定の信頼性を獲得しているものと考えている。
- 3 保険者(市町村)は、介護認定事務の効率化を図るよう強く望んでいるところである。

経過措置の実施後の状況

～現場にもたらしたもの～

- 1 不安解消と混乱回避を目的とする経過措置により、一部ではあるが、原則に基づかない不公平な認定となっている。
- 2 利用者、家族のほか、認定調査員、介護認定審査会委員、介護現場職員などからは、「利用者の希望に応じ、従前の要介護度とする」経過措置に対して、疑問視する意見が多く寄せられており、少なくとも介護保険制度の信頼性が増したとは思えず、むしろ介護保険制度の信頼性が低下したものと思える。
- 3 保険者(市町村)が国へ要望している「介護認定事務の効率化」による事務負担の軽減には全くなっておらず、申請者への説明、認定調査や審査会、資料の変更、二重データの管理、介護事業所等への説明など、保険者事務負担は重くなった。

経過措置に対する要望

現時点でも、経過措置による現場での戸惑い続いていることから、以下の点について要望する。

- 1 要介護認定制度に対する利用者の不安及び保険者における実務上の混乱が生じていることについて、あらためて国の見解を示すこと。
- 2 今回の経過措置は適切かつ速やかに終了させること。
また、終了時期を明確にすること。
- 3 経過措置の終了にあたっては、現場での混乱が生じないよう、保険者(市町村)と十分な協議を行うこと。

次回以降の要介護認定等の方法 の見直しについて

- 1 要介護認定等の見直しを行う場合には、利用者の不安を生じさせないよう、準備段階での妥当性の検証を行うとともに、直接、国民への丁寧な説明を行なっていただきたい。
- 2 制度見直しと最新データへの更新とは区分されるべき事項であると思う。最新データへの更新については、介護技術の進展などを反映する観点から、例えば3年ごとに自動的にソフトを更新するなどの新たな工夫を検討していただきたい。
- 3 要介護認定等の方法が複雑化することを避け、できるかぎり効率化・簡素化することを目指していただき、国民にわかりやすい制度となるようにしていただきたい。

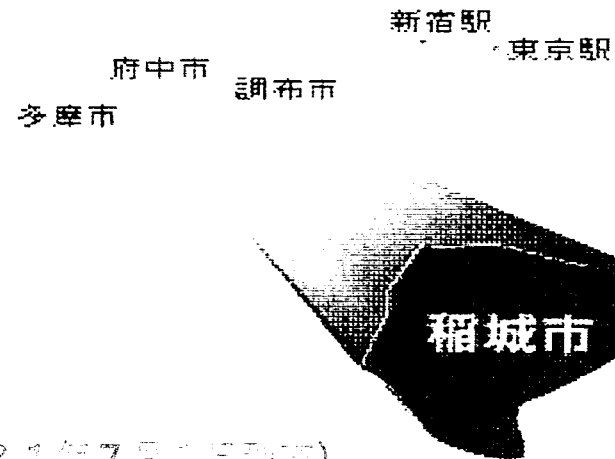
(参考) 稲城市の位置、人口等

人口 82,929人

男 42,171人

女 40,758人

高齢化率 16.9% (平成21年7月1日現在)



★東京都心の新宿から西南に約25km、南多摩地区の東端に位置する。

★面積は 17.97km²(東西、南北とも約 5.3km)。

(参考) 稲城市の介護認定の概要

認定審査会委員 16名(医療6名、保健4名、福祉6名)

審査会開催回数 年間57回(1回あたりの審査件数36.5件)

資料委員配布 審査会10日前

1回あたりの審査会費用 383,620円(人件費、コンピュータ経費を除く。)

1人あたりの審査会費用 10,528円

審査会認定結果

(単位: 人)

区分	非該当	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
認定者数	19	364	434	352	251	292	222	144	2,078
構成比	0.9%	17.5%	20.9%	16.9%	12.1%	14.1%	10.7%	6.9%	100.0%

平成20年度実績